

青梅市空家バンク実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）の空家等の有効活用を促進するため、青梅市空家バンク（以下「空家バンク」という。）の実施について必要な事項を定め、もって移住・定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 一戸建ての住宅またはこれに付属する工作物であって居住その他の使用がされていないことが常態であるものおよびその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第1項に規定する媒介契約が締結されているものを除く。
- (2) 所有者等 空家等にかかる所有権その他の権利により当該空家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空家バンク 市内に存在する空家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を原則公開し、市内へ移住・定住等を目的とする空家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行う制度をいう。

3 適用上の注意

この要綱は、空家バンク以外による空家等の取引を制限するものではない。

4 空家等の登録希望者

空家バンクによる空家等に関する登録を希望する所有者等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 納期を経過した市税を完納していること。
- (2) 暴力団（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）および暴力団関係者（同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

5 空家等の登録申請

空家バンクによる空家等に関する登録を受けようとする所有者等（以

下「申請者」という。)は、青梅市空家バンク登録申請書(様式第1号)を青梅市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

6 空家等の登録決定等

(1) 市長は、前項の規定による申請があったときは、空家等の現地調査を実施するとともに、その内容を審査し、適切であると認めたときは、青梅市空家バンク登録決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、前号の規定による登録を決定したときは、青梅市空家バンク登録台帳(以下「空家台帳」という。)に登録するものとする。

7 空家等の登録事項変更の届出

前項第1号の規定による登録決定の通知を受けた者(以下「空家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、青梅市空家バンク登録変更届出書(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

8 空家等の登録抹消の届出

空家登録者は、空家等の登録を取り消すときは、青梅市空家バンク登録抹消届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

9 空家等の登録抹消

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空家バンクの登録を抹消し、青梅市空家バンク登録抹消通知書(様式第5号)により空家登録者に通知するものとする。ただし、第1号の場合については、当該通知を省略することができるものとする。

(1) 登録から2年を経過したとき。

(2) 空家登録者から青梅市空家バンク登録抹消届出書の提出があったとき。

(3) 当該空家等にかかる所有権その他の権利に異動があったとき。

(4) その他登録が不相当であると市長が認めたとき。

10 空家等情報の公開

市長は、空家台帳に登録された空家等の情報を、所有者および所在地等が特定されるものを除き、市ホームページ等で公開するものとする。この場合において、公開する空家等の情報の範囲は、次のとおりとする。

(1) 土地、建物の分類

(2) 売却、賃貸の別

- (3) 物件所在地（丁目まで）
- (4) 希望売却価格または賃料
- (5) 建築年
- (6) 物件の概要
- (7) 間取り
- (8) 設備状況
- (9) 主要施設までの距離
- (10) 位置図および間取り図
- (11) 特記事項
- (12) 写真（外観および内観）

11 非公開空家等の取り扱い

前項の規定にかかわらず、所有者等が非公開での登録を希望した空家等（以下「非公開空家等」という。）については、市ホームページ等での公開を行わない。ただし、次に掲げる情報については、その情報の提供を希望する利用希望者（以下「情報提供希望者」という。）に対して情報を提供するものとする。この場合において、提供する情報の範囲は、前項のとおりとする。

- (1) 空家台帳に新たな空家等が登録されたこと。
- (2) 空家台帳に登録されている非公開空家等に関すること。

12 情報提供希望者の登録手続等

- (1) 情報提供希望者は、情報提供希望申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による申請があったときは、その内容および申請者が情報提供希望者として適当と認められる者であるかを審査し、結果を申請者に通知するものとする。
- (3) 市長は、前号の規定による登録を決定したときは、青梅市空家バンク情報提供希望者登録台帳に登録するものとする。
- (4) 本項の規定による届出は、当該登録事項に変更があったときは、その変更内容を、市長に届け出なければならない。

13 情報提供希望者の登録抹消手続等

- (1) 情報提供希望者は、その登録を取り消すときは、情報提供希望登録抹消届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

(2) 市長は、情報提供希望者が次のいずれかに該当するときは、情報提供希望者の登録を抹消し、情報提供希望者登録抹消通知書（様式第8号）により情報提供希望者に通知するものとする。ただし、アの場合については、当該通知を省略することができるものとする。

ア 情報提供希望者から情報提供希望者登録抹消届出書の提出があったとき。

イ 届出内容に虚偽があったとき。

ウ 登録後、2年を経過したとき。

エ その他登録が不相当であると市長が認めたとき。

14 空家登録者と利用希望者の交渉等

市長は、空家登録者および利用希望者の空家等に関する交渉および売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

15 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

16 実施期日

この要綱は、平成28年4月26日から実施する。

17 経過措置

この要綱の一部改正は、令和4年6月23日から実施し、同年4月1日から適用する。